

## 半白衣等の洗濯単価契約に係る洗濯の 仕様等について

第1 平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準及び別添2に定める消毒方法の趣旨を遵守すること。

第2 次の仕様については、すべて受注者の負担で行うこととなるので、この点を踏まえて、入札金額を決定すること。

- 1 半白衣、トレパン、診察衣は、バーコード圧着、名札縫綴等(以下「バーコード等」と言う。)により、所属名、氏名が判別できるようにし、すべて受注者において、受領、納品の管理を行うようにしてください。
- 2 新入職員、職員内部異動の際には、このバーコード等を張り替えていただきます。
- 3 納入及び回収は、それぞれ週2回行うものとします。また、洗濯物は、適当な大きさに折りたたみ、部署ごとにとりまとめて納品していただきます。(1着ごとに袋入れする必要はありません。)
- 4 納品時には、部署ごとの納品書を作成してください。(この納品書には、会社印等の押印は不要です。)
- 5 洗濯物は、アイロン仕上げまたはこれに準じた仕上げとします。
- 6 洗濯により洗濯物やボタン等の装飾品に外れや破損、汚損等が発生した場合は、交換、修理等の対応を行っていただきます。
- 7 部署数は、原則次の15か所となります。  
[あおぞら、おひさま、看護部、リハビリテーション、通所、地域連携・在宅支援、検査、給食、医局、薬局、放射線、整形外科外来、小児科外来、生活指導、児童・思春期病棟]
- 8 原則として、本業務の再委託はできないこととします。